

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表 (案)

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害<u>(発達障害を含む。)</u>、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 省略 (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または<u>障害に関連する事由</u>を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。 ア～シ 省略 (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があつた場合において、当該障害者	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、<u>発達障害、高次脳機能障害</u>、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 省略 (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または<u>障害関連事由（車椅子、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）等の使用、障害者の介助を行う者の付添いその他の障害に関連する事由をいう。）</u>を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。 ア～シ 省略 (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があつた場合において、当該障害者

旧	新
の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が<u>過重になるものを除く。</u> (5) 省略 第3条 省略 (県の責務) 第4条 省略 2 省略 (新設) <u>3・4</u> 省略 第5条・第6条 省略 (相談) 第7条 省略 2 省略 (新設)	の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な<u>現状の変更、調整その他の取組</u>をいう。ただし、その<u>取組の実施に伴う負担が当該取組を実施する者の事情に鑑みて社会通念上相当と認められる範囲を超えるものを除く。</u> (5) 省略 第3条 省略 (県の責務) 第4条 省略 2 省略 <u>3 県は、事業者による合理的配慮を的確に行うための環境の整備を促進するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。</u> <u>4・5</u> 省略 第5条・第6条 省略 (相談) 第7条 省略 2 省略 <u>3 県は、前項各号に掲げる措置に係る業務の質の向上を図るため、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者に対して、助言を求めものとする。</u>

旧	新
(新設) 第8条～第10条 省略 (あっせんの申立て) 第11条 省略 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の<u>障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</u> 3 省略 (新設) 第12条以下 省略	<u>4 前項の規定により助言を求められた者は、その助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> 第8条～第10条 省略 (あっせんの申立て) 第11条 省略 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の<u>当該障害者を支援する者は、当該障害者の権利利益を擁護するため必要があると認められる場合に限り、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</u> 3 省略 <u>4 知事は、相談事案の当事者である障害者に対し、第1項の規定によるあっせんの申立てに関し、意思決定のための支援その他の必要な支援を行うものとする。</u> 第12条以下 省略